

## 第26回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 町民総合センター あ～す
3. 出席委員 (9人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 3番 舟山 平次
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 報告第67号 非農地証明願いについて
  - 日程第 4 報告第68号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第 5 議案第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第 6 議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 7 議案第83号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
  - 日程第 8 議案第84号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議長 今月3日からの大雨で、大きな災害となったわけではありますが、委員の方々始め被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、災害直後にも関わらず、お忙しいところ、町内農地の被害状況の確認という事で、被災された方も含めて、ご苦勞をかけたことを心より御礼申し上げます。被害状況が段々、明らかになるにつれ、今回の大雨がどれだけすごかったのか、しみじみと感じているところでもあります。また、この度の災害では事務局職員の皆様、昼夜問わず災害対応の人員として、大変ご苦勞様でございました。職員も兼ねて、災害人員として、動かなければならないということで、本当に昼夜問わず、頑張ってもらいたと思います。ただ、今後、国の対策として、24日の新聞でしたが、谷防災担当大臣の方から、激甚災害指定の見込みが示されたとありましたので、より早い復旧が望まれるところでもあります。

それでは、ただいまより第26回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、6番鈴木寛幸委員、7番横澤謙次委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第67号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 非農地証明願いによる報告について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字深淵一 2248 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 424.00 m <sup>2</sup>	

非農地の事由ですが、30年前から資材置場等に使用しており、農地性が失われたものでございます。この内容につきましては、令和4年7月20日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第4報告第68号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

農地法第18条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3018-1	
	地目地積	田 1 筆で 333 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3018-1	
	地目地積	田 1 筆で 333 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2276 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,410 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2276 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,410 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字稻荷堂 5996	
	地目地積	田 1 筆で 541 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字稻荷堂 5996	
	地目地積	田 1 筆で 541 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西上代一 5705	
	地目地積	田 1 筆で 788 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西上代一 5705	
	地目地積	田 1 筆で 788 m <sup>2</sup>	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字寺ノ下 988-1	
	地目地積	田 1 筆で 669 m <sup>2</sup>	

10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字寺ノ下 988-1	
	地目地積	田 1 筆で 669 m <sup>2</sup>	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字上段下二 1647-1	
	地目地積	畑 1 筆で 655 m <sup>2</sup>	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字上段下二 1647-1	
	地目地積	畑 1 筆で 655 m <sup>2</sup>	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字滑石 4001 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,504 m <sup>2</sup>	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字滑石 4001 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,504 m <sup>2</sup>	

以上、解約の通知がありましたので、ご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第5報告第69号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 774 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 1 筆で 9,316 m <sup>2</sup>	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字広面 434 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 12 筆で 35,252 m <sup>2</sup>	

1 番は令和 4 年 7 月 1 日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。  
2 番は令和 3 年 12 月 5 日、相続に取得で、あっせんの希望はありません。以上、2 件、ご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第6議案第82号「農地法第5

条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 3201-3	
	地目地積	田 1 筆で 291.00 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字兀ノ下 2648 はじめ 2 筆	

1 番の転用事由については住宅の建設になります。工事着手は、許可後で、令和 4 年 12 月 20 日に完了予定です。土地利用計画図及び建物平面図を載せておりますのでご確認ください。申請地は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地の転用であります。第 1 種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可できるとされております。今回の申請以外の土地にも、候補地を検討したことで、土地の一覧表を載せております。こちらはさまざま条件を鑑みて考慮した結果、この度の農地が最適だったと選定したところであります。2 番の転用事由については、砂利採取による一時転用です。工事着手は、許可後で、令和 5 年 9 月 30 日に農地に復元する予定です。申請地は農用地区域内の農地であり、原則許可できないとされております。ただ、砂利の採取を目的とする一時転用については、一定の措置が講じられていることを条件に許可できるとされております。本事業については、農地の復元について〇〇〇と共同責任を負っており、連帯保証書を提出していただいております。また、稲刈り後に事業に着手し農業振興計画に影響が出ないよう努めるほか、事業期間中や農地復元についてもその後の営農に支障が出ないよう計画書や意見書の内容、事業期間を遵守して完全履行するとの誓約書を提出していただきました。今申し上げた内容は許可要件を満たすものであります。

以上、2 件についてよろしくご審議のうえ許可くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

1 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係でありまして、自宅脇にこの土地が位置しております。そこに、〇〇〇の住宅を新築するというので、今回の案件になりました。現在の場所の使用状況については、地目は田であります、畑として

野菜を栽培しておるようです。この土地の南、東側には町道があり、他の農地等に影響することはないということで、住宅造成には問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第83号「農地法第5条の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字新屋敷 1714	
	地目地積	田 1筆で 2,005.05 m <sup>2</sup>	

今回の変更は、建物の配置の変更になる内容でございます。こちらの内容につきまして、現状の写真を載せております。当初より大幅な変更になっております。以上説明いたしますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 現地に行ってみりました。法面が、この度の水害で一部が崩れたということで、非常に平面図よりは少なくなっております。そのために、このような変更になりました。先ほど説明があったように、内容は変わってないので、よろしくご審議お願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第84号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。所有権移転が1件となっております。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字南田 1402-8 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 1,301.54㎡	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようお願い致します。

議長

事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

〇〇〇、〇〇〇は家が近くでありまして、〇〇〇の自宅と田んぼが近いということで、2人で話をされまして、単価の方も納得済みということで、何ら問題ないと判断しました。よろしくご審議をお願い致します。

議長

これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員

全員挙手

議長

挙手全員です。よって承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第26回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時05分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年8月25日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員(6番) \_\_\_\_\_

署名委員(7番) \_\_\_\_\_